

## 高齢者割引制度の試行について

### 1 目的

高齢者の移動手段の一つとしてのバス利用促進を図るため、期間を限って高齢者割引制度を導入する。

### 2 制度概要

#### (1) 高齢者割引制度の対象

令和3年4月1日現在で満75歳以上の町民（住民登録：令和3年8月1日現在）を対象とする。

#### (2) 対象路線及び区間

とよやまタウンバス北ルート	全区間
とよやまタウンバス南ルート	全区間

#### (3) 割引額及び費用負担

- ・割引額は運賃の全額とする。
- ・豊山町は、割引された運賃分を全額負担する。

#### (4) 実施期間（9月20日の敬老の日を含んだ次の期間とする）

令和3年9月20日（月）～9月30日（木）の11日間

#### (5) 制度利用の流れ

- ①対象者は、乗車時にとよやまタウンバスの乗務員に豊山町が発行した敬老パスを提示
  - ②提示を受けたとよやまタウンバスの乗務員は、本制度の利用人数及び利用金額を日報に記録する。
  - ③とよやまタウンバスを運行するあおい交通㈱は、毎月の実績報告及び運行負担金の請求時に本制度の利用人数、割引額を報告する。
  - ④豊山町は、本制度利用人数分の割引額を負担する。
- ※ 豊山町とあおい交通㈱は別途覚書を交わす予定。

### 3 スケジュール

6月22日 公共交通会議において報告  
8月1日 広報とよやま原稿提出（広報とよやま9月号で住民周知）  
8月末～9月初頃 敬老パスを対象者に送付（敬老会の案内に同封）。  
9月20日（月）から9月30日（木）にかけて実施

### 4 保険課とまちづくり推進課の役割分担

保険課：対象者への敬老パスの送付等住民周知（広報）に係る事務と費用負担  
まちづくり推進課：あおい交通との調整、運輸局との調整、公共交通会議での報告など運行に係る条件整備